

## 平成26年度 奈良労働局公共調達監視委員会議事概要

平成26年10月10日（金）

10時00分～12時00分

奈良労働局局長室横会議室

### 1. 局長挨拶

### 2. 出席者

監視委員 中川和男（弁護士）、青木幸子（税理士）

労働局 荒川局長、長澤総務部長

事務局 小川総務課長、新谷総務課長補佐、田川会計第一係長、  
清水会計第二係長、森本会計第一係主任、小林会計第二係員

### 3. 委員長の選出

中川委員が、委員の互選により委員長に選出された。

（ここで、議事進行を中川委員長に交替）

### 4. 審議対象案件の抽出について

奈良労働局公共調達審査会の審議対象案件全て（公共工事2件・物品役務19件）の対象案件の中から、運営要綱第6条の規定に基づく契約金額が1,000万円以上の公共工事は該当なし、契約金額が500万円以上の物品・役務等においては、競争入札2件、随意契約1件を抽出し、規定に定められた契約金額に満たない案件の中から、公共工事の競争入札1件、随意契約1件、物品・役務等について随意契約1件を抽出し、審議対象（合計6案件）とした。

(1) 競争入札案件	公共工事	1案件
	物品・役務等	2案件
(2) 随意契約案件	公共工事	1案件
	物品・役務等	2案件

### 5. 審議対象案件に係る個別審議

中川委員長より冒頭「公共工事の競争入札から始め、次に、物品・役務等も同様に競争入札・随意契約の順に行う」との指示を受け審議が進められた。

#### (1) 公共工事【一般競争入札】案件審議

■案件1-1「大和高田公共職業安定所 タイルカーペット張替工事」

【委員】 応札は2者あったのか？（辞退した業者は札をいれたのか？）

【事務局】 2者に対し入札説明を行ったが、金額を入れたのは1者のみであった。

【委員】 当該工事なら応札する業者は多いように思うがどうか。

【事務局】 年度末の駆け込み需要が多く、辞退した業者は作業員が手配できないと

いう理由であった。

【委員】 予定価格の基礎となった見積書の提出業者は落札業者と同じということか。であれば最初の見積額より少し金額を下げれば落札できるということにならないか。参考見積もりを複数の業者から取れないのか。

【事務局】 業者数が多くないので、応札・落札業者は限定されている。地域性を考慮すると現状では複数の業者から参考見積もりを取ることは難しいと思われる。

## (2) 公共工事【随意契約】 案件審議

■ 案件 2 - 1 「下市公共職業安定所 吸収冷温水機冷房・暖房機器点検整備」

【委員】 契約業者の製品だから当該業者に依頼したということか。

【事務局】 そうです。

## (3) 物品・役務等【一般競争入札】 案件審議

■ 案件 3 - 1 「平成 26 年度 奈良第三地方合同庁舎で使用する電力の供給契約」

【委員】 予定価格の出し方を教えてほしい。

【事務局】 基本料金は前年度の最大電力を契約電力とし、平成 25 年度の単価を用いて計算した。電力料金は、平成 24 年及び 25 年の平均を使用電力量として契約単価を乗じた。これらを加算した合計を予定価格とした。

【委員】 その予定価格と去年の契約金額の関係はどうか。

【事務局】 最終的に単価契約になるので、実際は入札で決まった単価に使用料を掛けて支払うことになる

【委員】 入札後辞退した業者は何故辞退したのか？

【事務局】 機械トラブルで電子入札が出来なくなり、時間的な都合で紙入札も間に合わなかったと聞いている。

■ 案件 3 - 2 「平成 26 年度 桜井労働基準監督署庁舎他 2 施設で使用する電力の供給契約」

【委員】 本件では案件 3 - 1 で辞退した業者は応札していないのか。

【事務局】 していない。

## (4) 随意契約【物品・役務等】 案件審議

■ 案件 4 - 1 「ハローワークガイド・ハローワークマップ等全 5 種の印刷」

【委員】 業者によって見積額に差が広がっているのはなぜか。

【事務局】 版を持っているかいないかの差がでる。奈良局で昨年落札していなくても、他局で落札していれば版を持っていることになり有利となる。

【委員】 前回も当該落札業者か？

【事務局】 ハローワークガイドマップは一般競争入札で当該落札業者であった。それ以外は見積もり合わせで別の業者となった。

【委員】見積もり合わせとはどのような方法か。

【事務局】基本的には入札と変わらないが、違うところは、参加業者を当局が指定することと、見積書提出期限が5日程度と短いので、業者の決定から納期までが早い。

■案件4-2「平成26年度 専門家派遣・相談等支援事業」

【委員】専門家は企業に派遣されるのか。

【事務局】本事業は最低賃金の引き上げを目指して、中小企業対策として、労務の専門家を企業へ派遣し、経営の合理化を図り、中小企業を支援する目的を持つ。

(5) 総括

全体としての意見

【委員】予定価格について、できる限り現実的な数字を出すよう、その算定方法について配慮されたい。参考見積もりから予定価格を算定する場合は複数の業者から見積書を入手するようされたい。

以上をもって審議は終了し、委員長より審議の結果において、運営要綱第9条の規定による局長への意見の具申及び勧告は無い旨の報告がなされた。